

国・市との協議内容一覧

日時	時間	打合せ先	対応者	打合せ場所	事 項
H26.3.28	9:00	若宮戸地区 住民2名	道路課長・同課長補佐	石下庁舎 道路課	＜住民＞鬼怒川の堤防が崩れているので、大雨・台風時に洪水の危険性がある 現地を見てほしい。
	10:00	鎌庭出張所長 住民2名	道路課長・同課長補佐	鎌庭出張所	＜鎌庭出張所＞事情説明・調査依頼(河川区域外で民地のため法の縛りが無い。) 下館河川事務所に報告するとのこと。
	13:30				＜市＞安全安心課・用地管理課・道路課・都市整備課で現地確認
H26.4.2		鎌庭出張所長	道路課長補佐		＜鎌庭出張所＞鎌庭出張所長より河川事務所に来るよう指示あり
H26.4.8		下館河川事務所副所長 調査課長	都市建設部長 用地管理課長 道路課長・同課長補佐	石下庁舎 道路課	＜下館河川＞下館河川事務所において河川の状況並びに現況を確認中 ＜下館河川＞ソーラー事業者の事業計画を確認したいので、市が窓口として交渉の日時を取って ほしい。
H26.4.10	15:00	下館河川事務所副所長 ソーラー事業者	道路課長・同課長補佐	ソーラー事業者 事務所	＜下館河川＞ソーラー設置の事業計画の確認。大型土嚢設置のお願い。 ＜下館河川＞現況調査のための測量立ち入りの依頼 ＜ソーラー事業者＞了解する。
H26.5.1	15:00	下館河川事務所副所長 ソーラー事業者	道路課長・同課長補佐	ソーラー事業者 事務所	＜下館河川＞貴社敷地内で大型どのうを設置させて頂きたい。 ＜下館河川＞大型どのうの設置は仮設であるため、今後本堤防を建設する計画である。 ＜下館河川＞今後土のうの設置計画を作成し、相談に伺う。 ＜ソーラー事業者＞6月までに整地を完了し7月よりソーラーの設置工事を行う。敷地境界から2m位の 離隔を取りソーラーパネルを設置するのでソーラーに支障がない限り問題ない。 ＜ソーラー事業者＞保険には入ってはいないが、堤防の設置をしていただければ心配がなくなる。 ＜ソーラー事業者＞現地の整地が完了したら道路課長に連絡する。
H26.5.27	14:00	ソーラー事業者		石下庁舎 道路課	＜ソーラー事業者＞若宮戸地内の河川に入る碎石道路(市道東272号線)補修を依頼。 ＜市＞検討し連絡する。
H26.5.30	15:00	下館河川事務所副所長 ソーラー事業者	道路課長・同課長補佐	若宮戸現場で	＜ソーラー事業者＞整地については、6月中旬に完成予定である。ソーラー設置工事については、一部 着工し随時施工する。 ＜下館河川＞土嚢を他の場所で製作中である。今月中に土嚢を設置したい。施工業者は、常総市 内の業者に依頼する予定である。通路部分への設置をお願いしたい。 ＜ソーラー事業者＞了解する。 ＜下館河川＞土嚢の搬入路については、工事の支障がないよう河川の道路2カ所から検討 している。また、搬入路箇所の土地所有者へは、河川事務所より借地の伺いをとる。 ＜市＞市道東272号線で河川に入る碎石道路の補修依頼について、市で道路の両地権者に 了解を得て補修します。また、現場の状況等の写真撮影をしてよいか。 ＜ソーラー事業者＞了解する。
H27.4.28	9:50	住民	建設課長・道路維持係長	住民宅	＜住民＞正確な情報の提供をしてほしい。全体のスケジュールの説明をしてもらいたい。
	11:15	鎌庭出張所長	同上	鎌庭出張所	＜市＞住民との面会の内容の報告(築堤全体スケジュールなど情報の提供の要望)
H27.5.11	10:00	鎌庭出張所長 住民2名	建設課長・同課長補佐	住民宅	＜鎌庭出張所＞所長が新任のため挨拶する。
H27.5.26	14:00	下館河川事務所副所長	建設課長	建設課	＜下館河川＞国土交通省に住民より苦情の文書があり、直接話を伺いたいとのことで面会を希望
	14:51	下館河川事務所副所長 住民	建設課長	住民宅	＜下館河川＞若宮戸地区の現在の状況を住民に説明、了解を得る。